

妊娠中から産後の大変な時期の家事をお手伝いします

長久手市 産前・産後ヘルパー派遣事業(有料)



H29.4

【対象者】妊娠中や産後に体調不良等で身内のお手伝いができない長久手市に住所を有する妊産婦さん

【支援内容】調理・洗濯・掃除・整理整頓・生活必需品の買物など

【利用可能期間】親子(母子)健康手帳交付日から出産後子どもが6か月になるまで

ただし、多胎児世帯は子どもが1歳になるまで

【回数】期間中40日40回、ただし多胎児世帯は60日60回

【利用時間帯】午前9時から午後6時まで、ただし、日曜・祝日・12/29~1/3は除く

【利用時間】1日1回2時間まで、時間単位60分、90分、120分のいずれか

【利用料】1時間700円（60分：700円、90分：1,050円、120分：1,400円）

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料（別途申請書の提出が必要です）

【支払方法】市から月締めで、利用料の納付書を送付します。（コンビニ支払はできません）

【利用方法】①健康推進課(保健センター)に派遣登録書を提出（利用希望の約2週間前まで）

※登録の際には、印鑑と母子健康手帳をご持参ください。（来所が困難な場合は郵送も可）

※受理後、市から事業所に情報提供し、事業所にも登録されます。



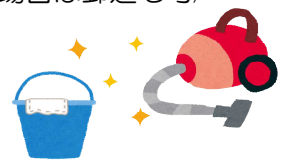
②派遣申込（利用希望の約2週間前まで）

保健センターから登録決定通知書が手元に届いたら、事業所に電話をして申込書を提出してください。派遣希望日時は事業所と直接調整していただきます。

日程決定後事業所から派遣決定通知書が送られてきます。（少し時間がかかります）



③決定日にヘルパーがご自宅に訪問します。



★登録や利用にあたってのお願い★

- ・市内のご自宅にヘルパーを派遣します。 ・他に支援者がいる場合はご利用できません。
- ・市外や留守宅には派遣できません。 ・赤ちゃんやそのきょうだいのお世話はできません。
- ・ヘルパーだけ残して業務をさせ、外出することもできません。 ・市内であっても里帰り先には派遣できません。
- ・家事以外の業務はおこなえません。（ペットの散歩、窓ふき、水やり、草むしり、来客の接待など）
- ・大掃除で行うような掃除（換気扇やエアコンの掃除など）はできません。
- ・買物は生活必需品の商品が対象です。大型商品や高価な商品は対象外です。

要介護者や障がい者へのサービスも行っているため、ご希望に添えない場合があります（要調整）。ご了承ください。

問合せ・登録先 長久手市役所健康推進課(保健センター) 電話:0561-63-3300



長久手市 産後ケア事業 訪問型（有料）

H29.4



赤ちゃん訪問のほかに、心身の不調や育児不安等がある産婦さんに助産師が訪問します



対象者

①、②に該当する、産後（退院後）4か月になる前日までの産婦さん

①長久手市に住民票がある方 ②お母さんの体調不良や育児に対する不安がある方



利用料

60分1回 1,500円 *生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料（別途申請書の提出が必要です）



支払方法

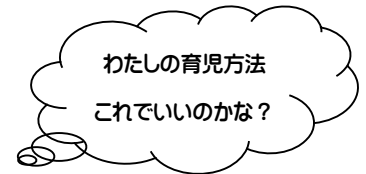
市から月締めで、利用料の納付書を送付します

※納付書に記載の銀行等でお支払いください（コンビニ振込はできません）



利用回数

産婦さん1人につき2回まで



利用方法

- 1 事前に保健センターに申請をしてください（来所が困難な場合は郵送も可）
- 2 申請後に市から利用券を郵送します（利用券発行までに約1週間ほどかかります）
- 3 訪問日時調整の連絡は助産師から入ります



訪問時間帯

平日の午前9時から午後4時まで



その他

- 1 『こんにちは赤ちゃん訪問』がお済みでない方は、本事業利用の前に『こんにちは赤ちゃん訪問』をします
- 2 訪問先は長久手市内のみ（市内であれば、里帰り先の訪問も可能）です
- 3 助産師との日程調整がありますので、ご希望の方はお早めにご申請ください

【訪問時に対応できるもの】



- ・赤ちゃんの体重、頭囲、胸囲測定
- ・お母さんの健康相談
- ・環境整備の相談
- ・育児指導 例：授乳方法（抱き方、乳首のふくませ方など）
- 育児手技（沐浴の方法、オムツ交換の手技など）

【訪問時に対応できないもの】



- ・母乳の分泌を促すマッサージ
- ・託児
- ・家事

問合せ・申込先 長久手市役所健康推進課（保健センター） 電話：0561-63-3300